事故・故障等の通報・連絡基準

中 部 電 力 株 式 会 社

浜岡原子力発電所

事故・故障等の通報・連絡基準変更来歴

	年月	変更理由
制　　定	平成 14 年 6 月	
第 1 回変更	平成 18 年 7 月	・市町村合併の反映 ・５号機増設の反映 ・報道機関名称の修正 ・電気関係報告規則改正(H16.3.1)の反映
第 2 回変更	平成 19 年 9 月	・実用炉規則改正(H19.6.15)の反映 ・語句の整合 ・保安規定条項番号の修正
第 3 回変更	平成 21 年 11 月	・保安規定第７７回変更の反映
第 4 回変更	平成 24 年 9 月	・原子力規制委員会設置法の施行（H24.9.19）に伴う電気事業法改正の反映
第 5 回変更	平成 24 年 12 月	・電気関係報告規則改正（H24.9.19）の反映 ・原子力発電工作物に係る電気関係報告規則施行（H24.9.19）の反映
第 6 回変更	平成 25 年 8 月	・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正（H25.7.8）の反映 ・実用発電用原子炉施設に係る施設定期検査に関する運用要領制定（H25.7.8）の反映
第 7 回変更	平成 25 年 11 月	・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正（H25.7.8）の反映 ・研究開発段階における発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正（H25.7.8）の反映 ・様式の変更
第 8 回変更	平成 27 年 1 月	・1,2 号機の液体状の放射性廃棄物に係る目標値および基準値の変更
第 9 回変更	平成 28 年 2 月	・保安規定第９５回変更の反映 ・語句の整合
第 10 回変更	平成 28 年 10 月	・電気関係報告規則改正（H28.4.1）の反映

第 11 回変更	2020 年 4 月	・新たな検査制度の本格運用開始に伴う用語の変更
第 12 回変更	2024 年 3 月	・総合事務所廃止に伴う記載の変更 ・線量限度を定める告示名の変更 ・眼の水晶体の等価線量の変更 ・電気関係報告規則との整合
第 13 回変更	2026 年 9 月	・電気関係報告規則との整合

【　目　　次　】

１．定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．通報・連絡の時期と方法・・・・・・・・・・・・１

３．通報・連絡事項・・・・・・・・・・・・・・・・１

＜ 別冊 ＞

「事故・故障等の通報・連絡基準」の解説

１．定義

この基準において次に掲げる用語の意義は，それぞれ次の各号に定めるところによる。

（１）「事故・故障等」とは，下記「３．通報・連絡事項」に示す各事項をいう。

（２）「通報」とは，下記「３．通報・連絡事項」に示す「安全協定に基づく通報事項（「原子力発電所の安全確保等に関する協定書」に基づく通報事項)」に該当する事象が発生した場合の静岡県並びに地元４市への連絡をいう。

（３）「連絡」とは，下記「３．通報・連絡事項」に示す「その他の連絡事項」に該当する事象が発生した場合の静岡県並びに地元４市への連絡をいう。

２．通報・連絡の時期と方法

下記「３．通報・連絡事項」に示す事項に該当する事象と判断した場合には，夜間・休祝日を問わず速やかに静岡県並びに地元４市へ電話により通報・連絡を行うとともに速報をＦＡＸする。

なお，報道機関（掛川記者クラブ，静岡県政記者会）に対しても静岡県並びに地元４市へ速報をＦＡＸした後にＦＡＸするとともに準備ができ次第予告を行い速やかにプレス発表を行う。

３．通報・連絡事項

通報・連絡事項は，次項のとおり。

項　目	事　項
Ⅰ．安全協定に基づく通報事項	1．原子炉の運転中において，原子炉施設の故障等により，原子炉の運転が停止したとき 又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき 2．原子炉の運転停止中において，原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障が あったとき 3．気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において，原子炉施設保安規定に基づく 放出管理目標値を超えたとき 4．液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において，原子炉施設保安規定に基づく 放出管理目標値を超えたとき 5．気体状又は液体状の放射性物質で汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき 6．放射性物質によって汚染された物が，管理区域内で漏えいした場合において，人の立入制限， かぎの管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき 7．放射線業務従事者が法令で定める線量限度を超え，又は超えるおそれのある被ばくがあったとき 8．原子炉施設に関し人の障害(放射線障害以外の障害であって軽微なものを除く。)が発生し， 又は発生するおそれがあるとき 9．放射性物質の盗取又は所在不明が生じたとき 10．発電所敷地外において，放射性物質の輸送中に事故が発生したとき 11．発電所敷地内において火災その他の災害が発生したとき 12．原子炉施設保安規定により，当社が緊急事態を発令したとき 13．その他原子炉施設に関し，軽微な故障が発生したとき

項　目	事　項
Ⅱ．その他の連絡事項	1.「電気事業法」第 106 条に基づく「原子力発電工作物に係る電気関係報告規則」第 3 条，又は「電気関係報告規則」第 3 条に定める原子力発電所に関する事故が発生したとき 2．社会的影響が出るおそれのある事象が発生したとき （ 2 の事例 ） (1) 御前崎市で，震度 4 以上を観測したとき (2) 静岡県又は東海地方に大津波警報が発令され，発電所に防災体制を発令したとき (3) 発電所敷地外に油，薬品等が異常に漏えいしたとき (4) 重大な人身災害が発生したとき (5) 発電所敷地内において，敷地外に反響するような予期せぬ大きな音が発生したとき

「 **Ⅰ．安全協定に基づく通報事項** 」の解説については，平成 14 年 6 月 10 日開催の「浜岡原子力発電所に関する県及び関係町連絡会」においてとりまとめられたものである。

＜ 別冊 ＞

「事故・故障等の通報・連絡基準」の解説

Ⅰ．安全協定に基づく通報事項

事　項	解　説
1．原子炉の運転中において，原子炉施設の故障等により，原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき	・ **「原子炉施設」**とは，「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第 3 条第 1 項第 2 号に該当する施設をいう。タービン系統設備までを含み，発電機，変圧器等は含まない。 ・ **「原子炉施設の故障等により」**とは，原子炉施設の損傷，破壊，運転員又は作業員の誤操作，機器の誤動作，落雷等の自然現象及び原因を特定できない場合を含む。 ・ **「原子炉の運転」**とは，原子炉が臨界状態であることをいう。 ・ **「原子炉の運転が停止したとき」**とは，原子炉が自動的に停止したときをいう。 ・ **「原子炉の運転を停止することが必要となったとき」**とは，以下をいう。 イ）設置許可で担保されるべき事象又は原子炉施設保安規定等に定める運転上の制限に該当する事象が生じ，原子炉の運転を中止する必要が生じたとき。 ロ）原子炉の施設の損傷，破損等により原子炉の運転を手動停止する必要が生じたとき。 ただし，計画的な停止については対象としない。
2．原子炉の運転停止中において，原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき	・ **「原子炉の運転停止中」**とは，原子炉が未臨界状態であることをいう。 ・ **「原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障」**とは，当該故障を復旧せずに原子炉を運転した場合，原子炉が停止するか又は停止する必要が生じるおそれのある故障をいう。 ただし，予防保全として取替予定のもの又は修理するものは対象としない。 ・ **「あったとき」**とは，原子力施設の運転等を停止して行う定期事業者検査中等に故障が発生したときだけでなく運転中に生じた故障が原子力施設の運転等を停止して行う定期事業者検査中等に発見されたときを含む。

事　項	解　説
3．気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において，原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき	・　ろ過・減衰，希釈等の方法によって排気中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させるための排気施設を通して環境に排出された放射性気体（排気施設を通したという意味において放射性廃棄物）については対象となる。 ・**「排気施設」**とは，気体廃棄物処理系設備を指し，排気口は，1，2 号機は排気口（放出経路を排気口へ切り替えるまでは，排気口を排気筒に読み替える），3，4，5 号機は排気筒及び非常用ガス処理系排気筒，1～5 号機共用の焼却設備排気筒である。 ・**「原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値」**とは，1，2 号機は 1，2 号機合計で粒子状物質（コバルト 60）が 3.7×10^{8} Bq/年，3，4，5 号機は 3～5 号機合計で希ガスが 3.6×10^{15} Bq/年，よう素 131 が 1.1×10^{11} Bq/年である。（原子炉施設保安規定第 1 編第 88 条および第 2 編 43 条）
4．液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において，原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき	・　ろ過・減衰，希釈等の方法によって排水中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させるための排水施設を通して環境に排出された放射性液体（排水施設を通したという意味において放射性廃棄物）については対象となる。 ・**「排水施設」**とは，液体廃棄物処理系設備を指し，排水口は，1～5 号機ともに復水器冷却水放水路である。 ・**「原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値」**とは，1，2 号機はそれぞれ 3.0×10^{8}Bq/年（トリチウムを除く），3，4，5 号機はそれぞれ 3.7×10^{10}Bq/年（トリチウムを除く）である。（原子炉施設保安規定第 1 編第 87 条，第 2 編第 42 条）

事　項	解　説
5. 気体状又は液体状の放射性物質で汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき	・　管理区域外に設置された配管，ダクト等から管理区域外に漏えいが生じた場合を対象とする。 ・　排気口又は排水口以外の場所において漏えいのあった場合には対象となる。 ・ **「管理区域」**とは，炉室，使用済燃料の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であって，その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え，空気中の放射性物質（空気又は水のうち自然に含まれているものを除く。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え，又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。
6. 放射性物質によって汚染された物が，管理区域内で漏えいした場合において，人の立入制限，かぎの管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき	・ **「人の立入制限，かぎの管理等の措置を新たに講じたとき」**とは，漏えいの結果，原子炉施設保安規定第 1 編第 93 条または第 2 編第 48 条に基づき，標識を設けて他の場所と区別する他，区画，施錠等の措置を講じ，新たに人の立入制限等の区域を設定した場合をいう。 ただし，簡易な除染のために一時的に立入制限した場合及び原子力施設の運転等を停止して行う定期事業者検査等で計画的な作業のために立入制限した場合は，対象としない。 ・　管理区域内で漏えいした物が管理区域外に広がった場合についてはすべて対象とする。

事　項	解　説
7. 放射線業務従事者が法令で定める線量限度を超え，又は超えるおそれのある被ばくがあったとき	・　他の項目に該当する事象に続き，ここに該当する事象が発生した場合は改めて通報する。 ・ **「法令で定める線量限度」**とは，「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」第5条で定める以下の線量限度をいう。 以下の①～④は実効線量，⑤～⑦は等価線量 ① 5年間につき 100mSv（「5年間」とは，平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間をいう。） ② 1年間につき 50mSv ③ 女子（妊娠不能と診断された者，妊娠の意志のない旨を原子炉設置者等に書面で申し出た者及び④に規定する者を除く）については，②に規定するほか，4月1日，7月1日，10月1日，1月1日を始期とする各3月間につき 5mSv ④ 妊娠中である女子については，①，②に規定するほか，本人の申出等により原子炉設置者が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき内部被ばくについて 1mSv ⑤ 眼の水晶体については，5年間につき 100mSv および1年間につき 50mSv ⑥ 皮膚については，1年間につき 500mSv ⑦ ④に規定する女子の腹部表面については，④に規定する期間につき 2mSv ・　個人のプライバシーに係わると考えられる事項（住所，氏名等）については公表しない。
8. 原子炉施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し，又は発生するおそれがあるとき	・ **「原子炉施設に関し」**とは，原子炉施設の運転又はその故障が直接の原因となることをいう。 ・　放射線障害が発生し，又は発生するおそれがあるときはすべて対象とする。 ・　放射線障害以外の障害については，管理区域又は保全区域において，原子炉施設が起因となって落下障害，物的障害，熱的障害，酸欠障害等が発生し，死亡又は5日以上の入院加療を必要とするときを対象とする。なお，検査のための入院は除く。 ・　個人のプライバシーに係わると考えられる事項については公表しない。 ・　「保全区域」とは，原子炉施設の保全のために特に管理を必要とする場所であって，管理区域以外のものをいう。

事　項	解　説
9. 放射性物質の盗取又は所在不明が生じたとき	・　放射性物質とは核燃料物質を含む。
10. 発電所敷地外において，放射性物質の輸送中に事故が発生したとき	・　静岡県内において，中部電力の新燃料，使用済燃料，放射性廃棄物，これ以外の核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたもので事故が発生したときを対象とする。 ・　「静岡県内」とは，海上輸送についても県境を目安とする。 ・　**「放射性物質の輸送中の事故」**とは，輸送物に影響を与えるおそれのある衝突事故，火災事故，転落事故，落石事故，落下事故等が発生した場合である。 ・　輸送隊列先導車等の輸送関連車両に事故が発生したとしても輸送物の安全性に影響はないことから，このような場合は対象外とする。 ・　発電所敷地内において事故が発生したときも本項に準じる。 ・　「発電所敷地内」とは，原子炉設置変更許可申請書に示す敷地境界の内側をいう。
11. 発電所敷地内において火災その他の災害が発生したとき	・　**「その他の災害」**とは，台風，大雨，洪水，高潮，地震，津波，落雷等の自然現象に伴い発電所施設に被害を生じた場合をいう。また，油流出等の事故災害ならびに発電所施設の破壊行為等があった場合も含み，原子力災害を除く災害をいう。 ・　「発電所施設」とは，原子炉設置変更許可申請書本文または添付書類に記載の施設をいう。 ・　**「火災」**とは，人の意図に反して発生し若しくは拡大し，又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって，これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの，又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。
12. 原子炉施設保安規定により，当社が緊急事態を発令したとき	・　原子炉施設保安規定第 1 編第 113 条または第 2 編第 69 条（緊急体制の発令）に基づき，当社が緊急体制を発令した場合を対象とする。

事　項	解　説
13．その他原子炉施設に関し，軽微な故障が発生したとき	①　原子炉の運転中において，原子炉施設又は原子炉施設以外の施設の故障により計画外の出力変化が生じたとき又は出力抑制の必要が生じたとき。　（極軽度な出力変動又は極軽度な故障による予防保全措置は除く。） ②　原子炉の運転中において，安全保護系の故障が生じたとき。（消耗品の取替等により復旧可能な場合を除く。） ③　原子炉の運転中において，工学的安全施設の故障が生じたとき。（消耗品の取替等により復旧可能な場合を除く。） ④　原子炉の運転中又は運転停止中において，燃料に係わる故障があったとき。（軽度な場合を除く。） ⑤　①～④の他，原子炉の運転に関連する主要な機器に機能低下又はそのおそれのある故障が生じたとき。（軽度な場合を除く。） ⑥　気体状又は液体状の放射性廃棄物の計画外の排出があったとき。（極微量の排出の場合を除く。） ⑦　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物が管理区域内で漏えいしたとき。（軽度な場合を除く。） ⑧　従事者及び従事者以外の者の計画外の被ばくがあったとき。（軽度な場合を除く。） ⑨　原子炉施設に関し，軽微な人の障害が発生したとき。（軽度な場合を除く。） ⑩　その他，上記以外の軽微な故障等が発生したとき。 （ 例 ） ・原子炉の運転中において，格納容器内で原子炉水の漏えいが発生していると判断したとき。 ・原子炉の運転停止中において，格納容器内で漏えい個所が特定できていない原子炉水の漏えいを発見したとき。 ・管理区域内での水，蒸気等の漏えいを発見し，原子炉の停止が必要となる可能性があると判断したとき。 ・操作を行っていない制御棒が動作したとき。 ・　1～12 および①～⑨以外で，「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第 134 条に該当する場合についても，本項⑩の対象として通報連絡を行う。

以上の「**Ⅰ．安全協定に基づく通報事項**」の解説は，平成 25 年 8 月現在のものであり，新たな知見や事象により，必要に応じ逐次追加，修正が行われる。

Ⅱ．その他の連絡事項

事　項	解　説
1.「電気事業法」第 106 条に基づく「原子力発電工作物に係る電気関係報告規則」第 3 条，又は「電気関係報告規則」第 3 条に定める原子力発電所に関する事故が発生したとき	**・　原子力発電工作物に係る事故の場合** **「原子力発電工作物に係る電気関係報告規則」第 3 条** 原子力発電工作物を設置する者は，その原子力発電工作物に関して，次に掲げる事故が発生したときは，経済産業大臣及び原子力規制委員会に報告しなければならない。 ただし，実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第百三十四条又は研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第百二十九条の規定による報告をしたときは，第一号，第二号又は第四号に掲げる事故のうち，その報告をした事故に係るものについては，報告することを要しない。 一　感電又は原子力発電工作物の破損事故若しくは誤操作若しくは原子力発電工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に治療のため入院した場合に限る。） 二　電気火災事故（工作物にあっては，その半焼以上の場合に限る。ただし，前号及び次号から第五号までに掲げるものを除く。） 三　原子力発電工作物の破損事故又は誤操作若しくは原子力発電工作物を操作しないことにより，公共の財産に被害を与え，道路，公園，学校その他の公共の用に供する施設若しくは工作物の使用を不可能にさせた事故又は社会的に影響を及ぼした事故（前二号に掲げるものを除く。） 四　主要原子力発電工作物の破損事故（前三号及び次号に掲げるものを除く。） 五　原子力発電工作物の破損事故又は誤操作若しくは原子力発電工作物を操作しないことにより他の電気事業者に，供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障を発生させた事故であって，供給支障時間が一時間以上のもの，又は供給支障電力が七万キロワット以上の供給支障を発生させた事故であって，供給支障時間が十分以上のもの

事　項	解　説
	・　原子力発電工作物を除く電気工作物に係る事故の場合 **「電気関係報告規則」第３条（該当部分抜粋）** 電気事業者(法第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この条において同じ。)又は自家用電気工作物を設置する者は，電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して，自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号)，軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて，発電所，変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して，次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは，それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。 この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。 （報告先は全て「電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長」であるため，表省略） 一　感電又は電気工作物の破損若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に入院した場合に限る。） 二　電気火災事故（工作物にあつては，その半焼以上の場合に限る。） 三　電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより，他の物件に損傷を与え，又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故 四　次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故 ヌ　電圧一万ボルト以上の需要設備（自家用電気工作物を設置する者に限る。） 十二　一般送配電事業者の一般送配電事業の用に供する電気工作物又は特定送配電事業者の特定送配電事業の用に供する電気工作物と電気的に接続されている電圧三千ボルト以上の自家用電気工作物の破損又は自家用電気工作物の誤操作若しくは自家用電気工作物を操作しないことにより一般送配電事業者又は特定送配電事業者に供給支障を発生させた事故 十四　第一号から前号までの事故以外の事故であつて，電気工作物に係る社会的に影響を及ぼした事故

事　項	解　説
2. 社会的影響が出るおそれのある事象が発生したとき	（２の事例 ） (1) 御前崎市で震度４以上を観測したとき ・「御前崎市」とは，気象庁観測点の御前崎市御前崎，御前崎市池新田をいう。 (2) 静岡県又は東海地方に大津波警報が発令され，発電所に防災体制を発令したとき ・発電所付近の海域では「静岡県」又は「東海地方」という区切りで警報が発せられる。 (3) 発電所敷地外に油，薬品等が異常に漏えいしたとき ・「発電所敷地外」とは，原子炉設置変更許可申請書に示す敷地境界の外側をいう。 ・「油，薬品等」とは，油（重油，軽油等），薬品（塩酸，硫酸等），有機溶剤（固化剤，開始剤）等を言う。 ・漏えいした油，薬品等が発電所敷地内に止まる場合は除くものとする。 (4) 重大な人身災害が発生したとき ・「重大な人身災害」とは，発電所敷地内における作業等に伴い負傷・窒息又は急性中毒により死亡した場合をいう。 ・「発電所敷地内」とは，原子炉設置変更許可申請書に示す敷地境界の内側をいう。 ・個人のプライバシーに係わると考えられる事項については公表しない。 (5) 発電所敷地内において，敷地外に反響するような予期せぬ大きな音が発生したとき ・「発電所敷地内」とは，原子炉設置変更許可申請書に示す敷地境界の内側をいう。 ・「予期せぬ」には，事前に連絡されているものは含まない。